## 市第95号議案

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更 の認可

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更について次のように認可する。

平成30年12月6日提出

横浜市長 林 文 子

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の認可(平成17年3月24日議決)の一部を次のように変更する。

第9項中「1.08」を「1.1」に改め、第14項第1号中「5,400円」を「5,500円」に改め、同項第2号中「2,700円」を「2,750円」に改め、第16項第1号ア(7)中「27,000円」を「27,500円」に改め、同号ア(4)中「23,760円」を「24,200円」に改め、同号ア(5)中「17,280円」を「17,600円」に改め、同号ア(1)中「9,720円」を「9,900円」に改め、同号ア(1)中「6,480円」を「6,600円」に改め、同号イ中「3,240円」を「3,300円」に改め、同項第2号ア中「41,040円」を「41,800円」に改め、同号イ中「27,000円」を「27,500円」に改め、同号ウ中「20,520円」を「20,900円」に改め、同号エ中「16,200円」を「16,500円」に改め、同号オ中「11,880円」を「12,100円」に改め、第18項第1号アを次のように改める。

ア 生命保険、自動車損害賠償責任保険、傷害保険及び簡易保険に関する診断書

1通 7,700円

第18項第1号イ中「2,700円」を「2,750円」に改め、同号イを 同号ウとし、同号アの次に次のように加える。 市第95号

イ 各種年金又は身体障害者に関する診断書その他の記載事項 がアに掲げる診断書に類するもの

## 1通 5,500円

第18項第2号ア中「2,700円」を「2,750円」に改め、同号イ及 び同項第3号中「1,080円」を「1,100円」に改め、第19項第1号 中「300円」を「310円」に改める。

# 提案理由

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更について 認可したいので、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により提 案する。

### 参考

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の認可(抜粋)

 $\begin{pmatrix} \underline{L} & \underline{\mathcal{B}} & \underline{\mathcal{B}} & \underline{\mathcal{B}} & \underline{\mathcal{B}} \\ \underline{\Gamma} & \underline{\mathcal{B}} & \underline{\mathcal{B}} & \underline{\mathcal{T}} \end{pmatrix}$ 

9 一般診療 (次項から第13項までに掲げる診療以外の診療をいう 。以下同じ。)

次に掲げる算定方法又は基準(以下「算定方法等」という。) により算定した額。ただし、消費税法(昭和63年法律第 108 号) 第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に 1.1 1.08 を乗じて得た額(第 1 号から第 3 号まで省略)

- 14 健康保険法第70条第3項及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第5条第3項の規定に基づき講ずる措置として選定療養(健康保険法第63条第2項第5号(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第5号に規定する選定療養をいう。以下同じ。)について支払を求める場合で、他の保険医療機関等からの文書による紹介によらずに初診を受けるとき、又は他の保険医療機関等に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず再診を受けるときの非紹介患者加算料
  - (1) 初診時  $\frac{5,500 \, \text{円}}{5,400 \, \text{円}}$
  - (2) 再診時  $\frac{2,750 \, \text{円}}{2,700 \, \text{円}}$
- 16 選定療養として特別の病室の提供を受ける場合の 1 日当たりの 使用料

(1) 横浜市立大学附属病院

ア 1人室

- (7) A 室  $\frac{27,500 \, \text{円}}{27,000 \, \text{円}}$
- (付) B室 <u>24,200円</u> 23,760円
- (ウ) C室 <u>17,600円</u> 17,280円
- (エ) D 室  $\frac{9,900 \, \text{円}}{9,720 \, \text{円}}$
- (才) E 室 <u>6,600 円</u> 6,480 円
- イ 2人室  $\frac{3,300 \, \text{円}}{3,240 \, \text{円}}$
- ② 横浜市立大学附属市民総合医療センター (1人室)
  - ア A 室  $\frac{41,800 \, \text{円}}{41,040 \, \text{円}}$
  - イ B室 <u>27,500円</u> 27,000円
  - ウ C 室  $\frac{20,900 \, \text{円}}{20,520 \, \text{円}}$
  - エ D 室 <u>16,500 円</u> 16,200 円
  - オ E 室 <u>12,100 円</u> 11,880 円
- 18 診断書等の交付手数料
  - (1) 診断書
    - ア 生命保険、自動車損害賠償責任保険、傷害保険及び簡易保 自動車損害賠償責任保険に関する診断書、生命保険に関す 険に関する診断書

る診断書その他記載事項がこれらに類するもの

1 通  $\frac{7,700 \, \text{円}}{7,560 \, \text{円}}$ 

- <u>イ</u> 各種年金又は身体障害者に関する診断書その他の記載事項
  - がアに掲げる診断書に類するもの

1 通 5,500 円

- $\frac{\dot{D}}{1}$  その他の診断書 1 通  $\frac{2,750 \, \text{円}}{2,700 \, \text{円}}$
- (2) 証明書
  - ア 医師の診断を必要とする証明書 1 通  $\frac{2,750 \, \text{円}}{2,700 \, \text{円}}$

イ その他の証明書 1 通 1,100円 1,080円

- (3) その他の文書 1 通 1,100円 1,080円 (第4号省略)
- 19 病院の駐車場の使用料
  - (1) 駐車時間30分を超えて3時間まで 310 円 300 円 (第2号省略)

#### 地方独立行政法人法(抜粋)

(料金)

- 第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。